

仲間をふやして悪政に反撃!

全商連・北商連の両総会を仲間ふやして成功させよう

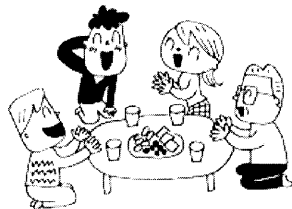


札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

4月の総会を終えて、新体制となった中部民商。5月の全商連・北商連総会の成功に向けて仲間ふやしに奮闘中です。4月は商工新聞・共済会・婦人部で増勢となりました。拡大数も昨年4月を上回っています。今月は総会開催の月です。引き続き仲間ふやしに奮闘して総会を迎えましょう。

宮坂常任理事が会員を増やす!

(第1支部)



全商連総会に初めて参加する宮坂常任理事。さっそく知人を民商に迎えしました。確定申告がまだ終わっておらず、申告書を作成し、税務署にも一緒に行って民商として提出。Hさんは「申告を終えて一安心しました。何か聞かれるのかとドキドキしていましたが、宮坂さんが側にいてくれて心強かった」とホッとした様子でした。

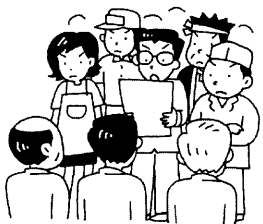
お店始めたら民商と紹介されて

(ススキノ支部)

「4月にお店をオープンしたばかり」と民商の事務所を訪ねてきたMさん。ススキノの会員から民商を紹介されたとのこと。「知合いの方からも、お店を始めたら民商に入ったらいいと言われるので」とその場で入会。共済会・婦人部も同時加入しました。Mさんは日常的な記帳や領収証・伝票の保管などのアドバイスを熱心に聞いていました。



「書類の提出について」文書送付 納税者の権利を身につけて対応



確定申告を終えた会員から「消費税の書類を提出してほしいという文書が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのか?」との問い合わせが来ています。

内容を確認すると「書類の提出が行われない場合は調査を実施する場合がある」の文言がありました。

さっそく税務署に確認したところ、「今回の『消費税の「控除対象仕入税額の計算表」(附表2・5)』については罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効です」と回答しています。

また「あくまでも行政指導なので、書類の未提出をもって調査ということではない」と総務課長も回答しています。

また、区役所から「国民健康保険所得申告書」(下図参照)も送付されて来ていますが、確定申告を行っている方は提出する必要はありません(住所・氏名の右側に小さく記載されています)。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で各書類提出の有無や内容等について話し合ひましょう。



国民健康保険の所得申告書に
ついて
→多くの会員に送付されてきている
、国民健康保険所得申告書

☆民商会費の納入☆

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。

合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願い致します。

宣伝カー募金も集めていますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

☆ごぼう茶☆
販売してまあ
1袋1,500円

*事務所に置いてあります。
ぜひお買い求め下さい(残りわずか)